

広島市告示(東区)第12号
令和8年2月25日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定したので、建築基準法施行規則第10条に基づき公告します。
この関係図書は、広島市東区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實 印

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 指 定 番 号 | 第 4 号 |
| 2 | 指 定 年 月 日 | 令和8年2月25日 |
| 3 | 道 路 の 位 置 | 広島市東区中山上一丁目の1234番10、1235番5及び1234番10地先里道 |
| 4 | 幅 員 | 6.00～6.40 メートル |
| 5 | 延 長 | 99.95 メートル |